

慎重な憲法論議を求める意見書

本年10月の総選挙の結果、憲法改正を主張する政党の議員が衆議院、参議院それぞれの3分の2を超えたこともあり、憲法を巡る議論が活発になっている。また、自民党総裁である安倍晋三首相は、この5月の憲法記念日に「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と言明し、期限を設けて自民党案を国会に提出する考えを示していたことから、総選挙で与党が過半数を超えたことをうけて、改憲の動きがさらに加速させることが想定される。

一方、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、安倍政権での憲法改正については否定的なものも多く、憲法改正が国民的要求となっている状況とはどうてい言える状況にない。言うまでもなく憲法制定権は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部である。このことは、最終的な憲法改正が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会議員には、慎重な憲法論議が求められ、国権の最高機関である国会は、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然である。

よって国会に対し、下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

1. 衆議院と参議院の憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念の実現に努めること。
2. 衆議院と参議院の憲法審査会は、憲法問題についての国民の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議し、拙速な憲法改正の発議を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

庄原市議会